

標題

SOLAS II-1 章改正に伴う揚貨装置の新要件への対応
について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1357

発行日 2025年7月30日

各位

第 107 回海上安全委員会(MSC 107)において、SOLAS II-1 章の改正が採択され、3-13 規則が新設されたことに伴う揚貨装置に関する主な要件について、No. TEC-1340(2024年12月16日発行)でお知らせいたしました。

当該 SOLAS 改正は、2026年1月1日に発効されることから、改めて、船主殿及び管理会社殿にとって事前準備が必要な事項についてお知らせいたします。

1. 揚貨装置のリスト*及び制限荷重を証明するための証拠書類

2026年1月1日以降の最初の Safety Construction 証書(以下、「SC」という)定期的検査(年次、中間又更新検査)までに、SOLAS II-1 章 3-13 規則の適用対象となる本船に搭載されるすべての揚貨装置について、制限荷重に関わらず、登録する必要があります。(ただし、荷重試験は 2026年1月1日以降最初の SC 更新検査までに実施する必要があります。)

つきましては、SC 定期的検査時において揚貨装置の登録を円滑に実施できるよう本船に搭載されるすべての揚貨装置のリスト*及び制限荷重を証明する証拠書類(例えば、弊会発行の証明書、製造者殿の荷重試験レポート又は図面等)を前広にご準備いただきますようお願いいたします。

また、揚貨装置には、制限荷重等、MSC.1/Circ.1663 の Para.3.4 に規定される項目を恒久的に標示する必要があります。

*揚貨装置のリストには次の事項を含めていただきますようお願いいたします。なお、当該リストの作成にあたって、特定のフォーマットはありません。

- (1) 装置名称
- (2) 搭載場所: フレーム番号 (Fr. XX, port/starboard/centre)、搭載区域 (機関室) 等
- (3) 制限荷重 (ton)
- (4) 制限半径 (クレーン) : XX m から XX m
- (5) 制限角度 (デリック) : XX deg.
- (6) 最大カーゴフォール角度 (けんか巻き式デリック) : XX deg.
- (7) デルタ板の基準甲板からの高さ (けんか巻き式デリック) : XX m on XX deck
- (8) 装置の外観図又は写真

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

2. 揚貨装置の荷重試験

2026年1月1日以降の最初のSC更新検査までに揚貨装置の荷重試験が要求されます。
(表1参照)

表1 揚貨装置の試験荷重

制限荷重 W (t)	試験荷重 (t)
20 以下	1.25W
20 超 50 以下	W+5
50 超	1.1W

ただし、既に弊会に登録され、荷重試験証明書(Form CG.3)が発行されている揚貨装置については、当該証明書の有効期限までに荷重試験の実施が要求されます。

尚、SWLが1,000kg未満の揚貨装置への荷重試験の適用は、主管庁が決定することとなっています。各主管庁の情報は、弊会ウェブサイトに掲載しています。

ホーム > 業務サービス > 条約関連 > SOLAS条約設備関連情報 > SOLAS条約II-1章3-13規則及びMSC.1/Circ.1663

URL: https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/solas/solas_treaty/lifting/

3. 揚貨装具のリスト**及び荷重試験(Proof test)の証明書

2026年1月1日以降、SOLAS II-1/3-13.2.1及び13.2.4の適用を受ける揚貨装置に利用する揚貨装具に対しては、荷重試験(Proof test)証明書の所持が要求されますので、2026年1月1日以降の最初のSC定期的検査時に、弊会検査員が本船上に搭載されるすべての揚貨装具の荷重試験(Proof test)証明書の所持を確認します。

つきましては、揚貨装置と同様、本船に搭載される揚貨装具のリスト**及び荷重試験(Proof test)の証明書を前広にご準備ください。

また、揚貨装具には、制限荷重等、MSC.1/Circ.1663の4.4に規定される項目を恒久的に標示する必要があります。

**揚貨装具のリストには次の事項を含めていただきますようお願いいたします。

(リストの代わりに各事項が記載された荷重試験証明書を準備いただくことでも差し支えありません。当該リストの作成にあたって、特定のフォーマットはありません。)

- (1) 名称
- (2) 識別番号又は標示
- (3) 荷重試験を実施した数
- (4) 荷重試験の実施日
- (5) 試験荷重
- (6) 制限荷重

(次頁に続く)

4. 揚貨装置の保守手引書及び操作手引書
揚貨装置の製造者殿が作成した MSC.1/Circ.1663, 3.5.2 及び 3.6.2 に規定される事項が記載された保守手引書及び操作手引書の本船への搭載が、2026年1月1日以降要求されます。つきましては、揚貨装置の製造者殿が作成した揚貨装置の保守手引書及び操作手引書を前広にご準備ください。
製造者が存在しない場合等にあつては、十分な知識を有する第3者による当該手引書の作成も認められます。また、搭載後に改造が実施されているものについては、改造も考慮して操作手引書を作成する必要があります。
5. 揚貨装置及び揚貨装具の点検・保守の記録
2026年1月1日以降、揚貨装置の日常点検及び保守の記録の保管が要求されますので、前広にご準備ください。当該記録は、SMS マニュアル等に従ったもので差し支えありません。ただし、製造者が推奨する記録簿があれば、それを使用する必要があります。
6. 弊会へ登録済みの揚貨装置の取り扱い
(1) 既に弊会へ登録され、荷重試験証明書 (Form CG.3) を有する揚貨装置で、2026年1月1日以降最初の SC 定期的検査よりも先に、揚貨装置の年次詳細検査の時期を迎えるものにつきましては、これまで通りの検査間隔で詳細検査及び荷重試験の実施をお願いいたします。同検査において、未登録の揚貨装置及び揚貨装具についても詳細検査を実施し、登録することも可能です。
(2) また、既に弊会へ登録され、荷重試験証明書 (Form CG.3) を有する揚貨装置については、2026年1月1日以降も、これまで通り 12 カ月を超えない間隔での詳細検査の検査期限が設定されています。詳細検査の時期を SC 定期的検査の時期と合わせる場合は、検査時に検査員へその旨お知らせください。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[規則適用、一般に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

[検査関連に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 検査部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

(次頁に続く)

[IACS 動向及び弊会規則取入れに関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 開発部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2181

Fax: 03-5226-2172

E-mail: dvd@classnk.or.jp